

鳥取県図書館協会について

1 目的

県内の公共図書館（公民館図書室を含む）、高専・短大・大学図書館、学校図書館及び幼稚園、保育園、読書団体等の連絡・連携のもとに図書館の発展を図り、鳥取県の文化の向上に寄与すること

2 会員及び会費

(1) 施設会員

…県内の公共図書館、高専・短大・大学図書館、学校図書館協議会、及びこれら以外の施設のうち図書館の機能を有するもの

(2) 個人会員…本会の趣旨に賛同する個人（会費 2,000 円）

(3) 学生会員…本会の趣旨に賛同する学生（会費 1,000 円）

(4) 団体会員…本会の趣旨に賛同する団体（会費 2,000 円）

※ 個人会員は「協会ニュース」が配布され、県外研修会参加費等の助成を受けることができる。また、県内図書館視察、鳥取県図書館大会（無料）に参加できる。

※ 施設会員・団体会員は「協会ニュース」が配布される。県外研修会参加費等の助成、県内図書館研修・鳥取県図書館大会の無料参加については、各施設・団体 1 名を対象とする。

※ 学生会員は「協会ニュース」が配布される。また、県内図書館視察、鳥取県図書館大会（無料）に参加できる。

3 役員

会長：1名、副会長：3名、理事：若干名、監事：2名

- ・ 会長及び副会長は、総会で選出する。
 - ・ 理事及び監事は、会長が委嘱する。
 - ・ 役員の内任期は 2 年とする。（ただし、再任を妨げない）
- ※ 補欠による役員の内任期は、前任者の残任期間とする。

4 総会、理事会

- ・ 理事会（6月及び2月の2回開催）
 - … 総会に提出する議案、総会から付託された事項等について審議
- ・ 総会（6月末に毎年開催）
 - … 事業及び予算、決算、会則の改正等について審議・決定

5 主な事業：県東・中・西部の公共図書館を中心に委員会を組織し実施

- ・ 鳥取県図書館大会の開催（7月開催を予定）
- ・ 県内図書館視察の実施（10月を目処に開催予定）
- ・ 図書館協会ニュースの発行（年4回発行を予定）
- ・ 定期総会後の研修会の開催（6月末を予定）
- ・ 県外研修会参加費等助成事業を実施
- ・ 図書館であった出来事の優良事例について収集及び表彰（10月～2月実施を予定）

第26回 鳥取県図書館大会 開催要項 (案) とっとり県民カレッジ連携講座

- 1 大会テーマ 「図書館はカラフルな学びの場 ～多様なニーズに応えるために～」
- 2 主催 鳥取県図書館協会
- 3 共催 鳥取県公共図書館協議会 鳥取県学校図書館協議会
鳥取県書店商業組合 鳥取県立図書館
- 4 後援 公益社団法人 日本図書館協会
- 5 期日 令和2年7月28日(火)
- 6 会場 倉吉未来中心 (倉吉市駄経寺町 212-5 電話：0858-23-5390)
倉吉交流プラザ (倉吉市駄経寺町 187-1 電話：0858-47-1183)

7 日程・内容

(1) 開会行事

挨拶：鳥取県図書館協会長 鳥取県教育委員会教育長 開催地教育長

(2) 記念講演

講師：松田ユリ子 氏 (神奈川県立新羽高等学校学校司書・NPO 法人パノラマ理事) 承諾済

(3) 事例発表

- ・公共図書館 発表者：北栄町図書館 (マタニティブックスタート) 承諾済
- ・学校図書館 発表者：未定 (読書推進の実践)
- ・その他 発表者：えほんのくら 代表 池田緑氏 (絵本に関するイベント企画運営) 承諾済
発表者：みささ語り部 (大人向け昔話の会)

(4) 分科会

ア 学校図書館の活性化に向けて

発表：伊達深雪氏 (京都府立久美浜高等学校図書館学校司書) 生徒を呼び込む仕掛け 承諾済
説明：学校図書館支援センター

イ 読書バリアフリーを踏まえたサービス、サピエ等

説明：関係課担当者
(「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法案)」の解説)
発表：県内の公共図書館 (具体的なサービスについて)

展示：視覚障がい等の読書を支援する機器 (協力：有限会社読書工房 成松一郎氏)

ウ 居場所としての図書館(ワークショップあり) 講師：県内の公共図書館

エ おはなし会に使える小物づくり(ワークショップ) 講師：倉吉市立図書館

8 参加対象 県民のみなさん、県内公共図書館・公民館図書室関係者、県内学校図書館関係者、幼稚園・保育所関係者、家庭文庫・読み聞かせボランティア等関係者

9 参加費 鳥取県図書館協会の会員は無料、会員外は500円(資料代等)

10 定員 300名

11 日程

9:30 10:00 10:15 11:45 13:00 14:20 14:40 16:10

受付	開会行事	記念講演	休憩	事例発表	休憩	分科会
----	------	------	----	------	----	-----

12 交流会(希望者)

大会終了後、交流会を開催する予定

（名称）

第1条 本会は、鳥取県図書館協会という。

（事務所）

第2条 本会の事務局は、鳥取県立図書館に置く。

（目的）

第3条 本会は、県内の公共図書館、高専・短大・大学図書館、学校図書館及び幼稚園、保育園、読書団体等の連絡連携のもとに図書館の発展を図り、鳥取県の文化の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 図書館活動の振興に関すること。
- (2) 図書館活動に関する調査研究及び普及に関すること。
- (3) 図書館関係職員の研修に関すること。
- (4) 読書運動の推進に関すること。
- (5) 図書館相互の情報交換に関すること。
- (6) その他必要な事業

（会員）

第5条 本会は、施設会員、個人会員、学生会員及び団体会員をもって構成する。

2 施設会員は、県内の公共図書館、高専・短大・大学図書館、学校図書館協議会及びこれら以外の施設・団体のうち図書館の機能を有するものとする。

3 個人会員は、本会の趣旨に賛同する個人とする。

4 学生会員は、本会の趣旨に賛同する個人で大学等で学んでいる者とする。

5 団体会員は、本会の趣旨に賛同する団体とする。

（入会及び退会）

第6条 この会に新たに入会しようとするものは、所定の申込書に会費を添え会長に申し込むものとする。

2 会を退会しようとするものは、会長に届け出るものとする。また、個人会員の場合、会費の払い込みがない場合は、退会をしたものと見なす。

（役員）

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

（役員を選出）

第8条 会長及び副会長は、総会で選出する。

2 理事及び監事は、会長が委嘱する。

（役員任期）

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、会務を執行する。

4 監事は、業務及び会計を監査する。

（会長専決）

第11条 会長は、総会の決議を要する事項であっても、特に緊急の必要があり、なおかつ総会を招集することができない場合には専決処分をすることができる。ただし、その範囲は事業及び予算とする。

2 前項により専決処分した事項については総会で報告し、承認を受けなければならない。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第13条 総会は、定期総会と臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回これを開く。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、これを開く。

4 総会の議事の成立は、出席者の過半数以上の同意をもって決め、可否同数のときは、議長の決めるところによる。総会は会長が招集し、構成員の出席により開催するが、やむを得ない理由により開催できない場合は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって審議決定に代えることができる。

5 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業及び予算
- (2) 決算
- (3) 会則の改正
- (4) その他必要な事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の3分の1以上の要求があったとき、会長が召集する。

3 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会から付託された事項
- (3) その他必要な事項

4 理事会の議事の成立は、前条第4項の規定を準用する。

(部会)

第15条 本会の事業を推進するため、必要に応じて部会を設けることができる。

2 部会に関する規程は、別に定める。

(経費)

第16条 本会の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 分担金、補助金、寄付金
- (3) その他の収入

2 会費に関する規程は、別に定める。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(細則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則の制定及び改廃は、理事会の承認を経て会長が定める。

附 則

この会則は、平成2年12月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年 月 日から施行する。